

議案第36号

本市公共下水道施設を田原本町住民の使用に供させることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、田原本町から下記のとおり本市公共下水道施設を田原本町住民の使用に供させることについて協議がなされたので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成19年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

記

- 1 流入区域 田原本町大字八田地内の一部
- 2 流入区域見取図 別紙のとおり
- 3 経費の負担 公共下水道施設の維持管理に要する経費の負担については、その都度協議する。
- 4 使用条件 使用料は、田原本町の条例の定めるところによる。

流入区域見取図

天理市清掃センター

庵治町

田原本町大字八田463番地

田原本町大字八田458番地

八田

大和川第14処理分区

大和川流域幹線

大和川

小島浜排水溝

田原本町下水道事業認可図

凡	例
	市町村界
	田原本町下水道施設
	今回接続予定箇所
	天理市下水道施設
	流入区域

